

## 第11回神戸市地域公共交通会議 議事要旨

日 時：令和5年7月31日（月）13時30分～16時15分

場 所：中央区役所 8階会議室

協議事項①：西岡本7丁目地域「ヘルマンバス」の本格運行の実施について

委 員：出席者14名、欠席者0名

学識経験者	土井 勉、猪井 博登
市民代表	坂本 順子
交通事業者	和田 泰典、杉山 博志、松本 浩之
各種団体	新屋敷 昭一、下谷 富雄、横田 修一
関係行政機関	田中 康嗣、作田 良文、南 伸彦、宇野 正高、白井 真太郎

→協議が整った

主な発言内容：

(坂 本)：ほかのコミュニティバスや市バスと連携していきたいと考えている。そのためにも、現金支払いではなく、ICやキャッシュレスな支払い方法を取り入れていく必要があると考えている。

(土 井)：今回は30分ピッチのパターンダイヤになっている。皆がバスを意欲的に使うことで、さまざまな連携をとることもやりやすくなっていくと思うので、連携をよろしくお願ひしたい。

(猪 井)：バス停のおかれてある位置だが、危険なバス停はないか、確認いただきたい。

(事務局)：この地域に限らず、すべてのコミュニティ交通の運行にあたり、交通管理者や道路管理者と協議を行ったうえで、運行している。

(下 谷)：本山駅前の転回のところは、本山駅までのところで経路をきるのか、路線許可を取って走ることか。

(事務局)：方向転回に必要な区間まで路線認定を頂くかは、運輸局や東京・日本交通（株）様と相談させていただきたい。

(土 井)：最後に回数券について、収入の時期を明確にするためにも使用期限を設定するようお願ひしたい。

協議事項②：中央区東部地域「ふきあい南北バス」の本格運行の実施について

委 員：出席者14名、欠席者0名

学識経験者	土井 勉、猪井 博登
市民代表	石原 恵子
交通事業者	大久保 泰介、杉山 博志、松本 浩之
各種団体	新屋敷 昭一、下谷 富雄、安藤 政弘
関係行政機関	田中 康嗣、作田 良文、黒阪 貢一、山下 隆之、白井 真太郎

→協議が整った

## 主な発言内容：

- (石原)：乗合の人数的には少ないが、今利用している40人近い方たちにとって、このバスがなかったら生活していけないくらい救われている。そのため、人数を数字だけでとらず、利用者の切実な思いをくみ取って頂きたい。高齢になった住民が、免許返納したあと、坂道がきつく、買い物に行くのも、荷物をもつにも困る状況。坂を下りないと市バスにも乗れないので、このバスがあり助かる。最初は認知度も低かったが、ラッピング車になり、子供たちにも人気が出てきて、乗りたいといってもらえている。本格運行につなげてほしい。
- (土井)：LINEのお友達キャンペーンはいい取り組みだと思う。一緒に乗る仲間を作って、友達と出かけていくとか、バスの中でコミュニケーションをとる機会を増やす取り組みにつなげていってほしい。
- (下谷)：路線について、二つに分けている系統を一本にして走るのも一つの手かと。その場合は停留所を減らすといったことで便数を増やすなど、将来的に検討する必要もあるのではないかと。
- (事務局)：2系統を1系統にして、山麓部分を東西に走ることも考えたが、南へ下りたい方々の速達性や、地域の道の狭さなどさまざまな点を考慮し、2つの系統に分けて走る方向になった。
- (土井)：運用しながら、柔軟に取り組みを変えていってほしい。
- (猪井)：病院目的でこのバスを利用する人などもいるのか。病院に行くための交通手段として、他地域の人などがこのバスの存在をすることができたら、新しい需要につながるのではないかと。そのためにも、GOOGLEなどの路線検索が可能なように、GTFSデータを作成していってほしい。
- (石原)：当然病院に行くためにバスに乗っている人はいる。このバスがあつて助かるという声も聞いたことがある。
- (田中)：車両が常用1台予備3台ということだが、乗務員の交代はどうなっているか。
- (大久保)：万代さんに協力いただき、万代のバス停で乗務員の交代をすることになっている。
- (事務局)：GTFSデータの作成にあたっては、兵庫県が中心となって、MaaS推進協議会で各市町のコミバスのGTFSデータ作成に取り組んでおり、神戸市も当協議会に参加していることから、すでに作成されているしおかぜと同様に今回本格運行する地域でも作成していきたい。

## 協議事項③：西須磨地域「はまちどり」の本格運行の実施について

委員：出席者13名、欠席者0名

学識経験者	土井 勉、猪井 博登
市民代表	松本 裕代
交通事業者	青田 勇佑、杉山 博志
各種団体	新屋敷 昭一、下谷 富雄、山口 俊一
関係行政機関	田中 康嗣、作田 良文、山田 和弘、佐藤 太、白井 真太郎

→協議が整った

## 主な発言内容：

- (猪井)：積み残しは発生していないか。車が小さくないか。
- (松本)：多く発生しているので、何とか2台目が出来たらいいなと思っている。大型化は、山陽の高架下が通れないため、2台目を考えている。
- (作田)：乗って支える目標は、系統ごとに出すのか、運行事業者単位で設定するものなのか、決まりはどうなっているのか。(事務局へ)

(事務局)：乗って支える目標は、事業者さんと話し合っ決めて。運転手一人で一日走ってもらって、かかる経費から逆算するような形で設定する。系統ごとというよりは、この地域でどれぐらいの方に乗ってもらえればよいのかと考える。2台目を導入すると経費も上がり、目標値もあがることになるが、神戸市の支援制度もタクシーが増えれば支援も付随する制度なので、2台導入も検討したい。

(土井)：積み残しには、できるだけ早くサポートいただき、工夫いただけたらと思う。

(下谷)：各転回場所では安全に転回できるような敷地の確保をお願いしたい。

(事務局)：転回が発生する場所では、駐車場をお借りするなど、転回に必要な敷地は確保できている。

#### 協議事項④：みんなのバスの道路運送法第4条に基づく運行の実施について

委員：出席者15名、欠席者0名

学識経験者 土井 勉、猪井 博登

市民代表 樋口 常子

交通事業者 杉山 博志、松本 浩之、梁瀬 康昭、中込 繁利

各種団体 新屋敷 昭一、下谷 富雄、角田 明広

関係行政機関 田中 康嗣、作田 良文、池淵 洋一、山下 隆之、白井 真太郎

→協議が整った

#### 主な発言内容：

(梁瀬)：車いすや杖の人が乗るときに、運転手は介助を行わないのか。

(松本)：基本的に運転手は介助できないため、同乗される利用者間でご協力頂いている。

(梁瀬)：介助をしない、という姿勢ではなく、少しでも手伝います、という姿勢が必要なのではないか。

(樋口)：乗り合わせた地元の方などが、気持ちよく手伝っている、感心させられるほどである。仲間意識があるので大丈夫である。

(下谷)：4条申請に運行主体に神戸マツダとあるが、おかしい。運行主体はみなと観光バスとなるべきで、神戸マツダが支援するのだということであれば、地域応援隊のところに入るべきである。

あと、和田岬線を通るルートは、公安的に許されるのか。

(松本)：まず、運行主体のほうは、指摘のとおり、運行主体がみなと観光バスとなるべき、修正する。

ルートのほうは、兵庫県警と現場も見ながら相談したうえで、見解をもらっている。

(土井)：神戸マツダさんは、社会貢献活動ということで、書き方を整理すること。

ここで議論されている地コミは、事業者だけでは赤字になるが地域には必要であるため、神戸市がサポートをするというスキームだが、みんなのバスにおいては、地域にどのぐらいの利用があると採算がとれるのかが見えにくい。また、欠損が出た部分について、神戸マツダさんがずっとサポートをされるのか。

(中込)：運転士は弊社が派遣していることから、それ以外の経費を前提に計算すると、一日260人乗ってもらえると、収支は合う試算である。

また、当社の社会貢献活動の一環として、会社が存続する限り、支援を続ける決意である。

(土井)：地元の方々は乗って支えて、神戸マツダさんの負担を少しでも減らしてあげてほしい。

よろしくお願いします。

(猪井)：小児運賃設定について、小人の定義はかかなくていいのか。

(田中)：小人とはだれを設定しているのか、は必要である。

(松 本)：当社では、標準運送約款を採用しているので、6歳以上12歳未満が小人運賃となる。

(下 谷)：それでは、自社の標準運賃約款に基づくという文言をいれておかないといけない。

(梁 瀬)：この事業が神戸マツダありき、で動いているように思うが、神戸マツダにもしものことがあったときには、どうするのか。プランがあれば教えてほしい。

(松 本)：神戸マツダさんのゆるぎない決意のもと、兵庫区に当社も社会貢献していきたい。しかし、もしものことがあった場合には、4条申請で出させていただいているので、1年以上前には地公会を開催していただいて、皆様からのご意見を賜りながら、方針をかんがえていきたいとおもっている。

(田 中)：ダイヤをみると、2台フル稼働だが、乗務員の交代はどこですか。あと、回数券は大人の設定だけだが、子供は利用が少ないからなのか。

(松 本)：交代は、バス2台を3名体制で交代しており、1時間半運転して、30分から1時間休憩をはさみ、また運転に入るサイクル。夜7時くらいまで対応している。

小人利用は5%未満と少なく、回数券は考えていない。定期券の販売は考えており、今販売元が見つからないため、行っていない。見つければ定期券の発行もする。

(土 井)：以上、道路運送法第4条に基づく運行実施、それからそれぞれの事項につきまして、ちょっと修正があったが、それを含めて協議を整ったとさせていただく。